

モード論：その意義と対人援助科学領域への拡張

サトウタツヤ*

はじめに

本稿は、2000年12月に立命館大学で行われた第19回日本基礎心理学会シンポジウム（「基礎心理学の応用性」）における発表内容をもとに原稿化したものである。主題は異なる学範（ディシプリン）の協力ということにあるが、抽象的な話ではなく具体的に展開するために、法学と心理学の関係、ということに絞って話をすすめ、そこから対人援助科学領域における知識生産について考えてみたい。

1 心理学者の体験談：異文化としての法

1・1 法と心理学にかかわったわけ

今となっては恥ずかしい話であるが、私は大学生の時に法学の授業を受けたことがない。一般教養（現・共通教育）の授業ですら受講していないのである。もちろん、専門科目も受講していない。そんな私がなぜ、法と心理学の領域に手を染めるようになったのか。それにはある事件との出会いがあった（佐藤、1999も参照されたい）。

まず、自民党本部放火事件の裁判の話聞いたことである。当時、都立大助手だった私は、ある行動分析家から「裁判について関心をもっている心理学者を探している人がいるので会ってみてほしい」という依頼を受け、断る理由も見つからずにその弁護士（だったか当事者だったか）に会いに出かけたのである。

事件については、政権を担当している政党に対する放火であり犯行声明も出ていることからイデオロギー的な背景があると推察された。しかし、意見が異なるからといっても放火は放火である。意見が違う政党の本部を放火していいという法はない。現行法上は犯罪である。真犯人を捕まえ現行法上の刑罰を与える必要があるだろう。犯罪の種類によってはいずれ犯罪ではなくなるものもあるだろうが（こうした現象を非犯罪化という。たとえば、借金の踏み倒しが刑事罰の対象だったことがある）、放火は今後とも犯罪であり続けるだろう。

しかし、ここで真犯人という概念がくせ者である。

なぜなら、多くの刑事事件にとって、当該事件が発生した時に、その場面を見ている人がいたり、記録があったりすることは滅多にないことだからである。

法で裁くためには証拠によって、真犯人を同定する必要がでてくる。

ここで証拠とは、刑事訴訟法上で認められる証拠のことであり、「証拠に基づく事実認定」という考え方すら一般の心理学者には（最初は）理解が難しいが、ここではこのことにこれ以上ふれない。

1・2 法文化との出会い

さて、私が自民党本部放火事件の犯人捜査の経緯を聞いていて、素朴に奇異を感じたのが「面割帳」の問題であった。

非常に簡単に言うと、300枚ほどの写真を含

*執筆時所属は福島大学行政社会学部

む写真帳の中から、ある人物が「犯人」を選んだというのだが(ただし、ここで言う犯人は放火の実行犯ではなくその幫助をした人)、その写真帳には当該人物の写真が5枚くらい入っていたのである。

ある個人の写真だけ5枚入っているのであれば、バイアスのかかった写真帳だと心理学の訓練を受けた人ならば言うだろう。

同じ様な条件の写真帳を使えば、似たように、ある特定の人物が選ばれるはずだ。

そのことを確かめるために、同様のバイアスのかかった写真帳を用いて実験する必要がある。そうすればこの事件で使われた写真帳の欠陥も明らかになる、とも考えるだろう。実際、このような実験をした人もいた。

しかし、心理学者が行った実験は同事件の一審では何の影響力も持たなかった。

簡単に言うと、その実験を排除した(法廷の)論理はこうである。

写真帳にバイアスがあるかどうかと、証人が写真帳で選んだ人を「見ていた」かどうかとは関係がない。証人がある人のことを見たかどうかは、その後の心理学者が行った実験によって判断することはできない。

これは、良く考えるとその通りである部分もある。「見たかどうか」が争点となっているのであれば、写真にバイアスがあるかどうかは無関係であるし、その後の心理学実験も無関係である。そもそも、証人の証言を検討する際に、大学生を被験者にした実験を行ったことが心証を悪化させた可能性もある。太田(2000)は、「訴訟で問題となる主張事実命題のほとんどは、具体的当事者が経験した過去の具体的な事実についての命題である。これは、個別具体的な事実であるから、繰り返しを観念することができないような事実である」と述べている。訴訟で争われる事実は「繰り返しができない」というのが合意であるときに、実験によって何かを訴

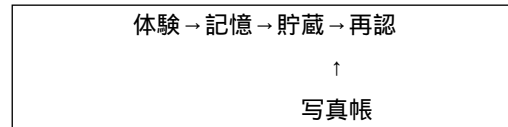


図1 心理学者の記憶説

えるという手法自体があまり理解されなかった可能性がある。

心理学者の側からすると納得いかないことではある。だが、バイアス実験を拒否する法廷の論理についても検討する必要がある。すなわち、ここでの法廷の論理がどのような前提を持っているのかを検討する必要があるのである。この場合はおそらく、見たことがそのまま記憶として残り証言に反映するというような記憶説をとっているのである。そしてこの前提が無批判に採用されているように思える。非常に簡単に言えば、心理学者の論理(記憶に関する考え方)は、図1のようなものであり、「貯蔵→再生」の過程で歪みが入れば元の記憶は歪曲されるとするのである。

一方、ここでの法廷の論理は「体験→再生」であり、その間は比較的単純に保存される、というものである(図2)。

図1では再認、図2では再生という語を使用した。が、おそらくこうした概念の違いも心理学者以外にはわかりにくいだろう。再認は、提示された刺激(写真)の中から誰かを選ぶような場合、再生はそのような手がかりなしに自発的に想起する場合に使用される語である。写真を見て「思い出した!」という時の思い出したプロセスは再生ではなく再認である。その再認プロセスに写真帳による歪みが生じるというのが心理学者のとする記憶説であった。

図2には写真帳が位置づけられる位置がない。ちょっとした補助材料にすぎない。したが

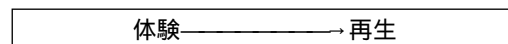


図2 (かつての)法廷の記憶説

って、その補助材料についての実験が、証人の体験自体を反証するものではないという批判を受けたのであろう。また、実験の場合、実験者は被験者の原体験のことを知っている。裁判ではそういう前提はとりえない。証人の証言に対する批判としては心理学の実験は弱すぎる、というのが当時の法廷の論理だったのではないか。

最初に事件のことや判決のことを聞いたときは、私自身「理不尽！」と思ったのだが、今、やや距離をおいて考えてみると、少なくとも、当時の（法廷）の論理についてはそれぞれ理解することが可能である。また、実際には、この事件をきっかけに、日本の法廷の記憶説に変化が現れた、ということをつ記する必要もあるだろう。

1・3 2つの文化の中で

ここまでは、心理学と法学の対立があるように読めるようにも書いてきたが、実際には、学問と社会制度との対立であるとも言える。

心理学者は真理を求めるが、法廷は法的事実を求めその上で裁きを行う

のである。法廷の主要な機能は裁きを行うことである。その前提として法的事実を必要とするのである。ここで、事実とは何か、という問題がおき、そのために法学の中では、何を事実とするのか、という方法論や学説などが整備されている。そして、ここには限定がある。それは法廷という「土俵」の上での決着を目指すということである。したがって訴訟法が重要となる。訴訟法で使用可能な証拠によって事実を認定し、罪刑を決定するのが法的なプロセスである。たとえば、捜査に盗聴を認めるかどうか、ということが最近の話題であった。組織犯罪に対しては認める、ということになった。つまり、個人の犯罪では盗聴によって聞いた「事実」は、

「法廷における事実」ではないということになる。事実がなければ、それに基づいて刑罰を問われることもないのである。

事実とは何かということについて、もう1つ例をあげる。たとえば、マインドコントロールという現象について、もし、それ（マインドコントロール）があるなら、どのようにしてあると言えるのか、学説によるのか実験によるのか、その「ある」ということの前提が法廷の論理では問われるのである。当然、ある1人の学者がそれを言うだけでは説得力はない。法学の世界のように主導学説のようなものがあり、対立学説というものがある、その間に論争があって、しかもマインドコントロール学説の方が優位である、というようなことがなければ、なかなか簡単に学説の承認には至らないのである。

法文化では、事実とは何か、についての議論が重要である。しかし、心理学文化ではそこは相対的に軽視されている。むしろ、事実を捉えることができることが前提となっている。なぜなら、心理学の研究対象は、研究者の目の前で起きることが多いからであるし、そうでないものについては扱わないように学範（ディシプリン）ができてからである。

法律の学説は、「事実かどうか」を検討する以前に、「何が事実か」を決める前提をも厳しく検討する。心理学の例でいえば、事例研究法か実験法か、という理論的検討に似ている（ところが、心理学ではこのようなことを問いつめることは少ない）。

2 モード論という補助線

さて、長々と法と心理学に関する個人的な体験を書いてきたが、ここで述べたいことは2つの異なる学範（ディシプリン）が協同作業し、理解することの難しさと面白さである。法治国家である以上、法に従った紛争解決（民事・刑

事とも)を行う必要があるのは言うまでもない。そうしたことに心理学が関わることの難しさと面白さがある。

そして、こうしたことは、法と心理学の関係だけに存在するわけでもない。

対人援助、などもまさしくこうした問題であろう。福祉と心理、などが協同作業し、理解しあうのはそれほど単純なことではない。以下では、具体的な学範同士の協同作業に話を進めるのではなく、こうした協同作業について科学社会学的に考えていく理論を紹介したい。モード論である。モード論については筆者は既にまとまった紹介論文を書いているが、以下ではそれを祖述しながら、少し新しい図なども出してみたいのである。

2・1 モード論とは何か

モード論とは、科学社会学において、研究と社会との関係を考える際に提出された考え方であり、研究そのものの方法論を提供するのではなく、研究のあり方について考える方法論である。その詳細は日本語で読めるギボンスの論考（ギボンス、1997）や、解説論文（小林、1996；佐藤、1998a）などを参照されたい。以下ではモード論の簡単な解説を行っていくが、ここで留意しておいてほしいことがある。もともとのモード論は研究費が頭打ちになる時代の研究費配分（納税者にとっての有効な使い道）に関わる議論から出発しているため、現在ではいわゆる第三世界の開発と研究と研究費、などがテーマになっているようであるが、私が展開するモード論は、研究費配分というよりは、研究者のモードという面が重視され、科学者論のような面があるし、さらにはモード性格論のよ

うな性格論にまで展開している、ということである。

さて、私が理解しているモード論の重点は、「基礎」「応用」という二分法を廃して「モード」「モード」と呼ぶ、「研究」という言葉に変えて知識生産と呼ぶ、ということだと思われる（これは私から見ての重点である＝図3）。

つまり、モード論では、基礎研究とか応用研究など言わずに、知識生産のモードとか知識生産のモード、など言うことになる。では、知識生産のモードにはどのようなものがあるのだろうか。

2・2 知識生産のモード

既に述べたように、モード論では研究のことを知識生産と呼んだ上で、2つのモードを指定する。モードとモードである。しかし、これではなんだかかわからない。具体的に言えばモードは、ある学問の内部の価値体系に基づく知識生産、それに対してモードは社会の関心事に基づく知識生産である。ここで社会とは、ある学問以外のことであり、学問はもちろん、行政や住民の願い、など様々なものが入ってくる可能性がある。

既に述べたように、モード論では基礎、応用という言葉を用いない。こうした言葉づかいが、上下関係の認識を生みだし不毛な対立の原因となるからである。繰り返しになるが、モードに序列はない（直交する軸のようなものである）。

また、モードという概念を用いることによって、1人の研究者が違うモードに入るということも理論的に説明可能となる（モード性格論；佐藤、1998b）。

- | | | |
|---|----------|----------------|
| 1 | 「基礎」「応用」 | ではなく「モード」「モード」 |
| 2 | 「研究」 | ではなく「知識生産」 |

図3 モード論の強調点

- | モード | モード |
|--------------------------|-------------------------|
| 学範内好奇心駆動型
(学範=ディシプリン) | 社会関心駆動型
(社会=自分の学範以外) |

図4 知識生産の2つのモード

モード は学範内好奇心駆動型であり、いわゆる「研究」なのでここでは説明しない。モード の特徴について考えてみたい。

2.3 モード の特徴

モード は、ある学範における学問（学者）と社会との出会いによって成り立っている。ここで、モード論においては「共同研究」ではなく、「共働作業」という表現を用いる。ここで共働作業とはコラボレーションのことである。そして、その共働作業は学融的（trans-disciplinary）なものである。学融的な共働作業こそがモード なのである。

学融的な共働作業とはどのようなものであろうか？表1を見ながら考えてみたい。

まず、学融的な共働作業を目指すモード は「問題の共有」ではなく「解決の共有」を目指す、ということがある。問題を共通なものとして、それぞれの人間が別個の取り組みをするのではなく、1つの解を目指して協力するということであり、これは学融的であることの裏返しでもある。

さらなる特徴として、モード は「普遍性」ではなく「事例性」を志向する。結果的に普遍性が得られることはもちろん否定しないが、解

決を目指す以上、抽象的な解決ではなく現実的な解決を目指すのである。

モード の特徴、最後は多少両価的である。それは、「一般性」ではなく「専門性」ということである。ある特定の社会問題駆動型の問題の解決を目指す人たちは、決して一般的な立場で参加するのではなく、何らかの専門性（他との差異性）を持っている必要がある。ここで専門性とは、学問における専門である必要はない。行政のような役職、市民のような立場でも良い。いずれにせよ「専門性（他との差異性）」と書いたことから分かるように、モード に集まる他の人たちは異なる独自の働きをすることで共働作業の輪に入らなければいけないのである。ここで重要なのは、モード において、自分の学範の知識が重要になるということである。もし、そうした知識があれば、目の前にある新しい問題に対して取り組むことが容易になるからである。

最後に、よく混乱することでもあるので、学融的知識生産と学際的知識生産の違いを筆者なりに図示してみると図5、図6のようになる。これらの図はもとよりモデルでしかないが、具体的な学問名がないとかえってわかりづらいの

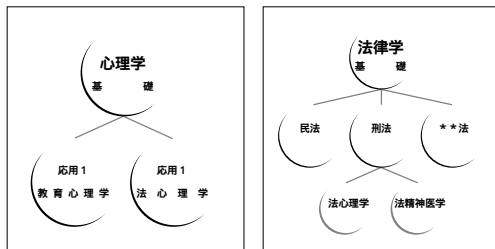


図5 学際的研究のイメージ（法心理学はそれぞれの学問にあり相互に影響することはない）

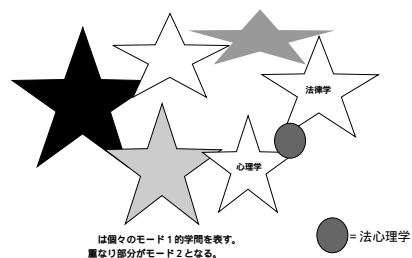


図6 学融的研究のイメージ（法学と心理学の融合点としての法心理学）

表1 学融の特徴（学際との比較）

学融的共働作業の特徴	学際的研究の特徴
問題の共有ではなく解決の共有	問題は共有するが解決を共有しない
普遍ではなく事例	事例は材料であり普遍性を目指す
一般ではなく専門	専門性。ただし、学範内の専門性のみ

で、便宜上、ここでは法と心理学に関する学際
的研究と学融的研究のイメージを示してみる。

2・4 モード を妨げるもの

モード 的知識生産の難しさはどこにあるの
だろうか。1つには異なる学範同士の共働作業
それ自体が難しいということがあげられる。法
学者が統計的検定を、心理学者が法解釈の論理
を理解するのは、やはり相当な困難である。さ
らに、そうした困難を乗り越えたとしても、知
識蓄積の難しさ、という問題も立ち現れてくる。
モード においては現実問題の解決が優先され
るので、それを論文にするという動因が働きに
くい。また、現実問題に関する研究は厳密な条
件での研究が難しいために、ある学範における
評価基準を満たさないということになりかねない。
たとえば、法と心理学の領域であれば、法
学者の立場からみても、純粋に法学の枠内だけ
の議論をするわけにいかないの、そういう意
味での条件設定は甘くならざるを得ないのであ
る。

2・5 それでも、モード ！

モード は難しい。他の学範と交流すること
自体が難しいし、問題解決を目指して時間を費
やしても、それを論文などの業績にするのは難
しいのである。

それにもかかわらずモード なのだろうか？
そうだと言いたい。

まず、モード の知識生産は必ず、モード
への知識の還流となる。目撃証言の研究を例に
とって法と心理学に関して考えてみよう。まず、
法学にとって、新しい事実認定の方法や裁判で
の留意点などが知識として加わる。心理学にと
っても、新しい記憶研究法が開発され、記憶観
自体がさらに変革していく可能性がある。

また、モード が盛んになれば、本当の意味
での理論が必要となる。これは心理学を例にと

って説明すると、たとえば、法と心理学という
学融領域で有効だった心理学の理論や方法論で
有用だった考え方や研究方法などが、他の学融
領域（たとえば交通心理学）に適用可能かどう
か、あるいは何らかの変革を施せば適用可能に
なるかどうか、などについての判断が必要とな
る。こうした判断を具体例に基づいて行うのは
非常にコストがかかることであり、理論的な見
通しが必要になるのである。そして、その理論
はモード の知識生産も活発にしてくれるので
ある。

3 おわりに 対人援助科学におけるモード をめざして

以上、主として法と心理学という領域の共働
作業を通じて、知識生産の2つのモードについ
て検討を行ってきた。最後に、対人援助科学の
あり方について考えてみたい。

まず、問題を設定することが大事である。ど
のような問題が社会で重要な問題として解決を
求められているのか。たとえば、要介護認定に
おける認定方法、地域におけるバリアフリーの
展開方法、などである。

そして、その問題解決に必要な立場・役割・
学範の人を集める。それぞれが自分に何らかの
自信がなければ、モード としての知識生産は
うまくいかない。声の大きい人が勝つとか、そ
ういうことがあってはいけない。

モード を実践するには、実は、きちんとし
たモード の知識が必要となってくる。したが
って、対人援助科学のような新しい学融領域
を開発していこうとするなら、一見迂遠なよう
に見えても、現在存在する学範の訓練をきちんと
うけたうえで、社会問題に対する感性をもっ
ている学生なり院生なり研究者を育てていく必
要がある。

真の融合の前には、個（学範）の確立が必要

である。学生・院生教育の際などにも、「何でもできます」みたいな立場ではなく、「これならできる」という専門性の確立が必要になってくるのである。

何でもできるということは、何もできないということと等価だからである。

文献

- ギボンス編著（小林他訳） 現代社会と知の創造
丸善ライブラリー
小林信一 1996 モード論と科学技術の脱-制度化
現代思想, 24(6), 254-264。

- 太田勝造 2000 法律 社会科学の理論とモデル
7 東大出版会
佐藤達哉 1998a 「進展する「心理学と社会の関係」モード論からみた心理学 - 心理学論（へ）の挑戦（3）」 人文学報（東京都立大学）, 第288号, 153-177。
佐藤達哉 1998b 「人称性格から性格のモード論へ」 『現代のエスプリ』372号「性格のための心理学」, 162-168。
佐藤達哉 1999 「ゆるやかなネットワーク・軽やかなフットワーク」 安藤清志編著『43人が語る「心理学と社会」3 性格・社会・産業』ブレーン出版